

○函館工業高等専門学校教育研究支援基金特定基金取扱要項

令和4年8月3日制定

函館工業高等専門学校教育研究支援基金特定基金取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、函館工業高等専門学校教育研究支援基金規程(平成27年12月22日函高専達第11号。以下、「基金規程」という。)第5条第2項の規定に基づき、函館工業高等専門学校教育研究支援基金(以下、「基金」という。)内に置く特定基金について定める。

(目的)

第2条 特定基金は、函館工業高等専門学校(以下、「本校」という。)が基金規程第2条に定める目的を達成するために行う事業のうち、特定の事業(以下、「特定事業」という。)を行う。

2 特定基金は、特定事業毎に置く。

(特定基金の構成)

第3条 特定基金の構成は、基金を構成する資金のうち、特定事業を行うことを目的とした寄附金を持って充てる。

2 寄附者は、基金への寄附の際に特定基金へ寄附をしようとする場合、その旨を申し出るものとする。

(特定事業の名称)

第4条 特定事業の実施にあたり、次に掲げる各号に該当する場合、当該事業を実施する特定基金を構成する寄附金の寄附者は、本校と協議の上、希望する名称を当該事業に冠することができる。

- 一 当該事業の開始を目的として、一口五百万円以上の寄附を行うこと
- 二 当該事業のための寄附を継続して行う意思があること

(特定事業の終了)

第5条 本校は次に掲げるいずれかに該当する場合、特定事業を終了することができる。

- 一 寄附者から終了の申し出があったとき
- 二 特定基金が少額となり、特定事業の継続が困難になったとき
- 三 その他、校長が必要と認めたとき

2 特定事業終了時の特定基金残金は、他の事業の実施に用いることができる。

(事務)

第6条 特定基金に関する事務は、基金規程第9条の定めるところにより行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、特定基金の運営に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年8月3日から施行し、過去に受入れた寄附金を含み適用する。